

○足寄町住環境・店舗等整備等補助金（賃貸住宅改修等工事）交付要綱実施細則

平成 30 年 4 月 2 日細則第 2 号

（趣旨）

- 1 この細則は、足寄町住環境・店舗等整備等補助金交付要綱（平成 27 年要綱第 27 号。以下「要綱」という。）別表に掲げる賃貸住宅改修等工事を対象とした補助金交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

- 2 賃貸住宅改修等工事とは、工事後に賃貸住宅の用に供する目的で行う次に掲げるものをいう。
 - （1）町内建設業者の施工により、既に住宅が建っている敷地に、現行の建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の基準に適合する建築物を建築することによって床面積を増加させる増築工事
 - （2）町内建設業者の施工により、住宅の一部を除却し、また、これらの部分が災害等によって滅失したときに、引き続いて従前の用途、規模、構造が著しく異なるものを建築する改築工事
 - （3）町内建設業者又は町内関係業者の施工により、住宅において、生活の支障となるものを除去し、又は安全性の向上を目的として行うバリアフリー改修工事
 - （4）町内建設業者又は町内関係業者の施工により、住宅において、建築物の耐久性、機能や性能の向上を目的として、修繕、補修、補強、設備更新等を行う工事
 - （5）町内建設業者又は町内関係業者の施工により、住宅以外の建物において、居住が可能となるよう修繕、設備更新等を行う工事

（補助金の交付対象者）

- 3 補助金の交付対象者において、移転補償を受けるものは交付対象から除く。

(補助対象経費)

4 補助の対象となる費用は、10万円以上の賃貸住宅改修等工事に要する費用とする。ただし、町内の公共下水道整備計画区域内において、合併処理浄化槽を設置する場合にあっては、その費用を除く。

(補助金の額)

- 5 補助金の額は、次のとおりとする。
- (1) 補助金の額は別表に定める額を上限とする。
 - (2) 20万円以内の補助対象工事にあつては、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、20万円を超える補助対象工事にあつては、補助対象経費から20万円を除いた額に8分の1を乗じて得た額に10万円を加算した額とする。ただし、足寄町住環境整備補助金（賃貸住宅等購入）交付要綱実施細則（平成30年細則第3号）による補助金の交付を受けているときは上限額からその額を除いた額を上限とする。
 - (3) 足寄町住環境整備補助金（賃貸住宅新築工事）交付要綱実施細則（平成30年細則第1号）、足寄町住環境整備補助金（賃貸住宅改修工事）交付要綱実施細則（平成30年細則第2号）、この細則による補助金の交付を受けているときは上限額からその額を除いた額を上限とし、補助対象経費に8分の1を乗じて得た額とする。
 - (4) 集合住宅については、1戸ごとに補助対象経費を算出し、1棟内の各戸の額を合計した額を1棟の額とする。
 - (5) 補助金の算出にあたっては、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 6 要綱第5条の補助金の交付申請には、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。
- (1) 工事請負契約書又は見積書の写し
 - (2) 工事内容の内訳を明らかにした書類

(完了報告)

- 7 要綱第8条の完了報告には、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。
- (1) 工事施工前後の写真
 - (2) 領収書の写し

附 則

(施行期日等)

この細則は、公布の日から施行する。

別表

区分		上限額 (1戸あたり)	備考
戸建		150万円	
集合住宅 (1戸あたりの床面積)	50㎡未満	70万円	1棟内の各戸の上限額を合計した額 を1棟の上限額とする
	50㎡以上	100万円	